

### 3 障害者に対する就労支援の推進(再掲・40ページ参照)

233億円(230億円)

- |                          |            |
|--------------------------|------------|
| (1)雇用率達成指導、地域の就労支援の強化等   | 78億円(81億円) |
| (2)障害特性や働き方に応じた支援策の充実・強化 | 27億円(21億円) |
| (3)障害者の職業能力開発支援の強化       | 56億円(60億円) |
| (4)「工賃倍増5か年計画」の着実な推進     | 5億円(7.9億円) |

都道府県や事業所が行っている効果的な事業の促進、複数の事業所による共同受注窓口組織の整備に対する補助を行う。

## 第8 安心して働くことのできる環境整備

国民が未来に対し希望を持って安心して働くことのできる社会の実現のため、最低賃金の引上げの推進、ワーク・ライフ・バランス対策及び労働者の心身の健康確保のための対策等を実施する。

### 1 最低賃金の引上げ

56億円(6.6億円)

#### (1)最低賃金引上げに向けた中小企業への支援（新規） 50億円

「雇用戦略対話」における合意を踏まえ、労使関係者とも調整を行いつつ、最低賃金の引上げの円滑な実施を図るため、地域の中小企業団体に、生産性の向上等の経営改善に取り組む中小企業の労働条件管理などの相談等について、中小企業庁が実施する支援事業と連携を図りながら、ワン・ストップで対応する相談窓口（全国167箇所）を設ける。

また、業種別中小企業団体が賃金底上げを図るための取組等を行う場合に助成（上限2,000万円、15団体）を行う。

さらに、最低賃金の引上げに先行して、賃金を計画的に800円以上に引き上げ、これに併せて就業規則の作成、労働能率の増進に資する設備の導入等を行う場合に助成（1/2）を行う（最低賃金額が700円以下の34道県、約7,500企業を対象。1年当たり40円以上の賃金引上げなどが支給要件）。

#### (2)最低賃金の遵守の徹底 5.7億円(6.6億円)

最低賃金の引上げに伴い、各種広報媒体の活用による周知や最低賃金の履行確保上問題があると考えられる地域、業種等の事業場を対象として監督指導を実施することにより、国民に最低賃金の周知・徹底を図る。

### 2 ワーク・ライフ・バランス対策

116億円(121億円)

#### (1)育児休業、短時間勤務等を利用しやすい職場環境の整備 （再掲・29ページ参照） 97億円(98億円)

**(2) 年次有給休暇の取得促進、労働時間の短縮** **16億円(20億円)**

労使の自主的な取組を促進するため、年次有給休暇の計画的付与制度の導入や長時間労働の抑制等の具体的な取組方法について業種、企業の特性に応じたコンサルティングを実施するなどきめ細かな技術的援助を行う。また、労使が話し合っ年次有給休暇の取得率向上に取り組み、顕著な成果を上げた事業主への助成の充実を図るとともに、長時間労働が認められる事業主に対して重点的な監督指導を行う。

**(3) 短時間正社員制度の導入・定着の促進(一部再掲・34ページ参照)**  
**1.5億円(1.5億円)**

「短時間正社員制度」の導入・定着を促進するため、助成措置による支援とともに、導入企業の具体的事例に基づくノウハウの提供等を行う。

**(4) 適正な労働条件下でのテレワークの推進** **44百万円(60百万円)**

「テレワーク相談センター」における相談対応や「テレワーク・セミナー」の開催とともに、テレワークを導入している企業の事例を盛り込むなどにより、適切な労働時間管理を行うためのマニュアルを作成し、これらの活用を通じて適正な労働条件下でのテレワークの普及促進を図る。

**(5) 良好な在宅就業環境の確保** **42百万円(63百万円)**

良好な在宅就業環境の整備を図るため、「在宅ワークの適正な実施のためのガイドライン」の周知を図るとともに、在宅就業者等へのスキルアップ支援等や在宅就業の仲介機関、在宅就業者それぞれの連携等を促進する。

**3 労働者の健康確保対策**

**68億円(56億円)**

**(1) メンタルヘルス対策の推進** **36億円(30億円)**

メンタルヘルス不調の発生防止のため、職場におけるストレス等の要因に対して、働く方や職場において適切な対応が実施されるようにするとともに、事業場への支援体制の整備を行う。また、業務上のストレスにより精神障害にり患した労働者への労災認定の迅速化を図るため、労災認定の基準を見直す。

**(2) 職場における受動喫煙防止対策の推進(新規)** **4.3億円**

事業者による職場における受動喫煙防止に向けた取組の強化を図るとともに、効果的な分煙対策のための技術的指導、財政的支援を実施する。

### (3) 機械譲渡時における機械の危険情報の提供の推進

62百万円(27百万円)

機械使用事業場において機械設備のリスクアセスメントを円滑に行うため、機械製造者による残留リスク等の危険情報の提供の促進を図るとともに、機械製造者の取組に対する支援を実施する。

### (4) 職場における化学物質管理等の推進

27億円(26億円)

化学物質の適切な管理を推進するため、化学物質の危険有害性情報を記載すべき物質の拡大、リスク管理手法の導入等を図るとともに、石綿による健康障害の防止を図る。

## 4 労働関係法令の履行確保等

47億円(33億円)

### (1) 情報提供機能の強化(新規)

3百万円

企業や労働者に役立つ制度や施策をアピールするため、人事・労務部門の担当者等にメールマガジンを発行し、各制度や施策が効果的に活用されるよう取り組む。

### (2) 労働関係法令の履行確保及び個別労働紛争の解決促進

20億円(20億円)

労働基準関係法令の履行確保のため、労働基準関係行政の強化を図る。また、増加を続ける個別労働紛争(個々の労働者と事業主との間における職場のトラブル)の円滑かつ迅速な解決を促進するため、適切な窓口サービスを実施するための体制の強化(総合労働相談員 759名→809名)や一層の業務効率化を図る。

### (3) 働く人たちのためのルールに関する教育の実施

22百万円(19百万円)

増加している個別労働紛争の未然防止、早期解決を図るため、労働者等に対し、労働契約法等の労働関係法令の教育、情報提供等を実施する。

### (4) 労働保険の適用促進及び適正徴収

17億円(12億円)

労働者のセーフティネットである労働保険制度の健全な運営と費用負担の公平を期するため、労働保険の未手続事業一掃対策を推進するとともに、口座振替制度の拡大や労働保険料の適正徴収に取り組む。特に、非正規労働者への雇用保険の適用範囲の拡大(6か月以上→31日以上)について、事業主に対する周知等を通じて、着実な実施に取り組む。

**(5)働きやすい職場環境の推進(新規)**

**53百万円**

職場におけるいじめ・嫌がらせに対する労使を含めた国民的な問題意識を共有するための気運の醸成を図る。

**(6)改正労働者派遣法の円滑かつ着実な施行(一部再掲・35ページ参照)**

**9.2億円(56百万円)**

改正労働者派遣法案が成立した場合には、日雇派遣の原則禁止や均衡待遇、労働契約申込みみなし制度等について、円滑かつ着実に施行するための周知・指導を行う。また、違法派遣の適正化を図るため、指導監督を徹底する。

※ 労働者災害補償保険法に基づく業務災害や通勤災害を受けた労働者への保険給付等として9,034億円(9,094億円)を計上。

## 第9 暮らしの安心確保

被保護者の自立支援に向けた生活保護制度の適正な実施、「住居」、「生活相談」などが一体となった貧困・困窮者への支援、住宅手当の支給や自殺・うつ病対策の推進等により暮らしの安心を確保する。

(参考)【平成 22 年度補正予算】

- (1) 貧困・困窮者の「絆」再生事業の実施 100億円  
「職」と「住まい」を失うなど支援がなければホームレスとなるおそれのある方等に対して、NPO 等民間支援団体と協働した総合相談や緊急一時宿泊施設の提供等により、地域生活への復帰、路上化予防、再路上化防止を図る。
- (2) 生活福祉資金貸付の事業の実施に必要な体制整備 500億円  
低所得世帯を対象とした「生活福祉資金貸付事業」において、貸金業法の改正により消費者金融からの借入が制限された方等からの相談体制の整備や貸付原資の確保等を行う。
- (3) 『「住まい対策」の拡充』の延長  
離職者への住宅手当の支給、就労支援員の配置などの「住まい対策」について、既存の緊急雇用創出事業臨時特例基金を活用し、平成 22 年度末までの事業実施期間を平成 23 年度末まで延長する。

### 1 被保護者の自立支援に向けた生活保護制度の適正な実施

#### (1) 被保護者の社会的な居場所づくりの支援

セーフティネット支援対策等事業費補助金(200 億円)の内数

NPO、企業、市民等と行政とが協働する「新しい公共」により、社会から孤立しがちな生活保護受給者への様々な社会経験の機会の提供や、貧困の連鎖を防止するために生活保護世帯の子どもへの学習支援を行うなど、生活保護受給者の社会的自立を支援する取組の推進を図る。

- (例)・農作業やものづくりなどの就労体験を行う事業を民間企業に委託  
・公園の緑化や清掃活動などの社会参加事業を財団・社会福祉法人に委託  
・生活保護世帯の子どもに対して学ぶ意欲や勉強を教える学習支援事業を NPO 法人に委託

#### (2) 生活保護に係る国庫負担 2兆5,676億円(2兆2,006億円)

生活保護を必要としている方について適切に保護を行う。

**(3) 自治体とハローワークの協定に基づく就労・生活支援(「福祉から就労」支援事業)  
(再掲・33ページ参照) 35億円(32億円)**

生活保護等の福祉を担う地方自治体と就労支援を担うハローワークが協定(支援の対象者、支援手法、両者の役割分担等)を締結して、地方自治体とハローワークの担当者により構成する支援チームが、対象となる生活保護受給者、住宅手当受給者、障害者等それぞれへの支援プランを策定し、個別求人開拓や担当者制による職業相談など、積極的な就労支援を行う。

**2 自殺・うつ病対策の推進**

**49億円(36億円)**

**(1) 地域で生活する精神障害者へのアウトリーチ(訪問による支援)体制の確立  
【特別枠】(新規)(再掲・55ページ参照) 7億円**

**(2) 認知行動療法の普及の推進(再掲・57ページ参照) 98百万円**

**(3) 地域での効果的な自殺対策の推進と民間団体の取組支援、普及啓発の推進  
4億円(4.3億円)**

都道府県・指定都市に設置されている「地域自殺予防情報センター」において、専門相談を実施するほか、地域の保健所と職域の産業医、産業保健師等との連携の強化や、関係機関のネットワーク化等によるうつ病対策、依存症対策等の精神保健的な取組を進めることにより自殺対策の向上を図る。また、自殺未遂者や自死遺族等へのケアに当たる人材を育成するための研修を行う。

さらに、先進的かつ効果的な自殺対策を行っている民間団体に支援を行うとともに、自殺との関連が強いとされるうつ病等の精神疾患について、ホームページ等を通じ広く国民各層への普及啓発を行う。

**(4) 自殺予防に向けた相談体制の充実と人材育成 36億円(31億円)**

うつ病の早期発見・早期治療につなげるため、一般内科医、小児科医、ケースワーカーなどの地域で活動する方へのうつ病の基礎知識、診断、治療等に関する研修を行い、地域における各種相談機関と精神保健医療体制の連携強化を図る。

また、メンタルヘルス不調の発生防止のため、職場におけるストレス等の要因に対して、働く方や職場において適切な対応が実施されるようにするとともに、事業所に対する支援体制の整備を行う。

## (5) 自殺予防総合対策センターにおける情報提供・調査研究等の推進

独立行政法人国立精神・神経医療研究センター運営費交付金(45億円)の内数

総合的な自殺対策を実施するため、独立行政法人国立精神・神経医療研究センターに設置されている「自殺予防総合対策センター」において、自殺の実態を解明するための調査を行うとともに、国内外の情報収集・情報提供、関係団体等との連絡調整を行う。また、医療現場でパーソナリティ障害に対応する医師や地域におけるメンタルヘルスを担う心理職等への専門的な研修をはじめ自殺予防のための研修を実施する。

(参考)【平成22年度補正予算】

### ○ うつ病に対する医療等の支援体制の強化

7.6億円

地域におけるうつ病に対する医療等の支援体制の充実のため、地域自殺対策緊急強化基金への積み増し等により、精神科医療に携わる医師、看護師、薬剤師等に対する研修や、かかりつけ医と精神科医の連携体制を強化する等の取組を促進する。



## 第10 各種施策の推進

### 1 国際社会への貢献

163億円(216億円)

#### (1) 国際機関を通じた国際協力の推進 18億円(16億円)

##### ① 世界保健機関(WHO)等を通じた国際協力等の推進 13億円(14億円)

G8/G20 サミット等で合意された母子保健対策の強化を含む国連ミレニアム開発目標(MDGs)の達成に向けた取組や、アジア地域やアフリカ地域における新型インフルエンザ・HIV等の感染症対策事業、保健システム強化事業、食品安全・医療安全事業等を、世界保健機関等への拠出等を通じて推進する。

##### ② 国際労働機関(ILO)等を通じた国際協力等の推進 4.3億円(1.8億円)

G20 サミット首脳声明、APEC 首脳会議宣言等において合意された「社会セーフティネット」構築の支援のため、我が国の蓄積する経験・知見を活用し、国際労働機関(ILO)の専門性、ASEANのネットワーク等を活かした「アジア社会セーフティネット構築支援プログラム(仮称)」構築を実施し、社会セーフティネット構築のためのアジア・太平洋の域内協力体制の構築を、国際労働機関(ILO)等への拠出を通じて推進する。

#### (2) 外国人労働者問題等への適切な対応 30億円(36億円)

##### ① 新たな技能実習制度の適切な実施 4.3億円(5.3億円)

監理団体及び実習実施機関に対する巡回指導の強化、技能実習生に対する母国語相談の充実等により、適正で実効ある技能移転に向けて制度を実施する。また、労働基準監督機関においても、技能実習生の労働条件の確保のための重点的な監督指導を実施する。

##### ② 外国人労働者問題等への適切な対応 22億円(27億円)

増加する外国人労働者からの相談等に適切に対応するための体制を整備するとともに、外国人労働者の労働条件の確保等のため、的確な監督指導、関係機関との効果的な連携等を推進する。

##### ③ 開発途上国の職業訓練指導員の能力向上に向けた支援(新規) 33百万円

急速に工業化、グローバル化が進んでいる開発途上国における「人づくり」に協力するため、開発途上国の在職職業訓練指導員を我が国の指導員訓練施設等に受け入れ、能力向上のための訓練を実施する。

## 2 経済連携協定の円滑な実施

7.9億円(8.7億円)

経済連携協定に基づき外国人看護師・介護福祉士候補者を円滑かつ適正に受け入れるため、看護・介護導入研修を行うとともに受入施設への巡回指導や日本語の継続学習の支援及び介護分野の専門的な知識等を習得するための通信添削指導や集合研修を実施する。

## 3 社会保障の推進

3.4億円(1億円)

### (1) 社会保障教育等の推進(新規)

11百万円

「社会保障改革の推進について」(平成22年12月14日閣議決定)を踏まえ、国民の社会参加の保障(ポジティブ・ウェルフェア)を柱とする社会保障改革を具体化するにあたり、社会保障に関する国民の理解を深めるため、パンフレットの作成、小中高生への教育の試行等により社会保障教育を推進する。

### (2) 社会保障分野における情報連携基盤の整備

3.3億円(1億円)

「社会保障・税に関わる番号制度」の検討に資するとともに、社会保障分野における情報化・情報連携を一層推進する観点から、情報連携のための基盤に求められる技術的要件の明確化・技術開発等や制度面の検討を行う。

## 4 科学技術の振興【一部特別枠】

1,435億円(1,487億円)

「第4期科学技術基本計画」(平成22年度末に策定予定)の検討状況や「新成長戦略」(平成22年6月18日閣議決定)を踏まえ、難病やがん等の疾患克服による健康寿命の延伸等を目的に、「健康長寿社会実現のためのライフ・イノベーションプロジェクト」を進めるなど、「ライフ・イノベーション(医療・介護分野革新)」を推進するための科学研究等を実施する。

## 5 戦傷病者・戦没者遺族、中国残留邦人等の援護等

428億円(462億円)

### (1) 戦没者慰霊事業の推進【一部特別枠】 22億円(14億円)

「硫黄島からの遺骨帰還のための特命チーム」の検討に沿って、「平和を祈念するための硫黄島特別対策事業」を実施する他、旧ソ連地域などその他の地域においても可能な限り速やかに遺骨が御帰還できるような取組を行う。

#### ○平和を祈念するための硫黄島特別対策事業【特別枠】 11.6億円(1.7億円)

国内最多数の御遺骨が眠る硫黄島において、政府一体となって御遺骨の帰還や戦没者の慰霊を推進する(平成22年度補正予算にて約1.9億円を措置。合計13.6億円)。

(参考)【平成22年度補正予算】

#### ○遺骨帰還事業の推進【一部特別枠】 6.4億円

政府一体となって御遺骨の帰還や戦没者の慰霊を推進するために必要な整備を行う。

### (2) 戦傷病者等の妻に対する特別給付金の支給(支給事務費) 43百万円

新たに戦傷病者等の妻となった者等に特別給付金(交付国債)を支給する。

### (3) 中国残留邦人等の援護等 117億円(116億円)

中国残留邦人等への支援策を着実に実施する他、戦没者等援護関係資料について、資料の公開と後世への伝承等を図るため、資料の電子化等国立公文書館への移管に向けた取組を推進する。

## 6 原爆被爆者の援護

1,478億円(1,550億円)

高齢化が進む原爆被爆者の援護施策として、医療の給付、諸手当の支給、原爆養護ホームの運営、調査研究事業など総合的な施策を引き続き推進するとともに、原子爆弾小頭症患者や家族の方々への相談体制を整備する。

## 7 ハンセン病対策の推進

393億円(407億円)

「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」等に基づき、ハンセン病療養所の入所者に必要な療養の確保、退所者等への社会生活支援策、偏見・差別の解消のための普及啓発等の施策を着実に実施する。また、ハンセン病療養所における歴史的建造物等の保存等に向けた取組を推進する。

## 8 薬物乱用・依存症対策の推進

8.8億円(9.7億円)

### (1)取締体制の強化等

7億円(7.5億円)

巧妙化かつ広域化する麻薬・覚せい剤・大麻等の薬物事犯に迅速かつ的確に対応するため、取締体制を強化する。また、青少年等の薬物乱用防止のため、より効果的・効率的な啓発活動を実施する。

### (2)薬物等の依存症対策の推進

70百万円(89百万円)

地域における薬物・アルコール依存症対策を推進するため、都道府県等が「依存症対策推進計画」を策定し、その計画に基づいた依存症対策事業を実施するとともに、依存症者の社会復帰支援を強化するため、関係者の資質向上を図る。

## 9 水道事業の適切な運営と国際展開の推進

284億円(471億円)

### (1)水道事業の適切な運営

284億円(471億円)

水道施設の耐震化と適切な更新を進める（基幹管路の耐震化率30%：平成21年度）とともに、水道水による健康リスク低減のため、引き続き水道水質基準の検討、水質検査体制の精度確保を図る。

なお、都道府県における水道施設整備については、平成23年度から一括交付金により対応する。

（参考）【平成22年度補正予算】

#### ○ 水道施設の耐震化の推進

18億円

ライフラインとして国民生活に密接に関わる水道の耐震化を図る。